

給与規程

(介護職員処遇改善手当)

第20条 この手当は、職員のうち、介護に従事する者に対して、勤務状況等勘案し、“介護職員処遇改善加算”収入に応じて、基本給及び一時金で支給する。

2020年度1人当たり支給実績・特養常勤介護員 年200,000 ～ 520,000 円

(介護職員等特定処遇改善手当)

第21条 この手当は、原則、“介護職員等特定処遇改善加算”が発生する各サービスに所属する全ての常勤職員に対し支給する。但し、非常勤職員は常勤換算とし、一時金での支給とする。

2 支給に際し、職員を技能・経験等により、以下のいずれかグループに分け、別表4に定める額を支給する。但し、Cの職員のうち、現年収が440万以上の者、またはこの手当の支給により12ヵ月後の年収が440万以上と見込まれる者については支給対象外とする。

A：勤続10年以上の介護職員(前歴経験、兼務者含む。)で、かつ介護福祉士資格者

B：A以外の介護職員

C：介護職員以外の職員

3 2項の総額に対する支給配分を以下のとおりとする。

A：B：C = 1以上：1：0.5～1

別表4

所属部署	対象職員	月支給額
特別養護老人ホーム	A	15,000 円
	B	10,000 円
	C	3,750 ～ 5,000 円
デイサービスセンター	A	10,000 円
	B	5,000 円
	C	3,750 ～ 5,000 円
ホームヘルプサービス	A	10,000 円
	B	5,000 円
	C	3,750 ～ 5,000 円

(なお、介護職員等特定処遇改善手当の基となる、“介護職員等特定処遇改善加算”の収入状況により、上記の月額手当が増減することがある。また、上記の月額手当以外に、賞与支給時に一時金を支給する場合がある。)

2020年度1人当たり支給実績

上記 A職員	237,000 円
B職員	118,500 円
C職員	79,000 円